



2026年会員賀詞交歓会を開催

1月23日(金)、名古屋ガーデンパレスにて会員賀詞交歓会を開催し、来賓として楊嫻・中華人民共和国駐名古屋総領事、李巧領事、張戈領事アタッシェの3名を招待した。また、上海より当センター中国法律顧問で上海市華鑫法律事務所の高華鑫所長・弁護士が参加された。

冒頭、嶋尾会長が「昨年の日中関係を振り返ると、大阪・関西万博にて32の直轄市・省・自治区のウィークが行われ、中国からの大変多くの方々が訪れ、様々な交流が行われた。また、日本の対中投資も9月までの統計によると前年比55.5%も増加し、習近平国家主席が提唱している『新質生産力』、すなわち中国がイノベーションの育成・強化を進める中で、日本企業の新たなビジネスチャンスに大変期待が高まった。しかしながら、高市政権発足後、台湾有事が発生した場合、日本が集団的自衛権を行使可能な存立危機事態に該当するとの高市首相の発言により、中国側は強く反発し、その後は多くの日中関連の見本市、コンサート、地域間の交流事業が、中止・延期となり、日本産水産物の中国向け輸出も停止状態、日中間の航空便の減便、日本への渡航自粛に続き、最近では軍民両用品の輸出規制からレアアース・レアメタルの制限強化にも及んだ。このように文化面のみならず経済面にも大きな影響が出始めている。

現在の日中関係は、国交正常化後、類を見ない厳しい政治的緊張下にあり、深刻な事態であることは言うまでもない。この先、どのような事態が発生するのか、会員の皆様のビジネスにどのような影響が

起きるのか心配のことと思う。

当センターは、日中国交正常化前から中国との貿易、民間による経済交流を促進して



挨拶する嶋尾会長

きた。『民を以て、官を促す』という言葉は孔子の教えに基づいているそうだが、日中国交回復時に当時の周恩来総理が日本との文化交流を促進するために用いた戦略であり、日中両国の関係が困難な時期に良く用いられる言葉でもある。現在の日中関係、政治で始まったものは政治で解決するしか方法はないのかも知れないが、冷静で丁寧な対話を重ね、日中共同声明、日中平和友好条約の原点に立ち戻り、日中の歴史、国交正常化までの歩みを正しく理解し、一日も早く、正常な日中関係が回復することを心から願っている。

当センターとしては、引き続き中国の政府部門はじめ各地方政府との連携を強化し、この厳しい日中関係の中で、如何にしてビジネスを展開し、利益を確保するか、民間の力で日中関係を継続する努力をするため、会員の皆さまにもご協力をお願いし、また、本日、ご臨席賜った楊嫻・中国駐名古屋総領事はじめ総領事館の皆様にも、ご支援をお願いし、2026年のセンター事業、会員のビジネス、ひいては日中両国の経済発展がうまくいく一年になるように行動力で乗り越えて参りたいと思う」と挨拶した。

続いて来賓を代表し、楊総領事が「昨年、東海日

目次

2026年会員賀詞交歓会を開催	1
【会務報告】理事会書面議決にて新入会員4社を承認	2
【中国投資企業部会】JAKA Robotics豊橋工場を視察	3
中国の2025年GDPは5.0%増	4
2025年の訪日外国人数 過去最高を更新	5
2025年の中国自動車生産・販売 過去最高を記録	6
【審議】人事労務管理に関する新たなルールとその対応 ～労働紛争に関する司法解釈(二)の解説(後編)～	7

【含の中国】第2回 中国シニアビジネスの変遷 ～北京周辺の養老施設の昇華～	12
滄州デスクNEWS	15
常州デスクNEWS	15
常熟デスクNEWS	16
錫山デスクNEWS	16
江門デスクNEWS	17
2月以降の行事案内	17
【資料】今年日本国内で開催される主な中国関連商談会	17
中国経済データ	18
中国短信	22

中貿易センターは嶋尾会長のリーダーシップの下で、広西チワン族自治区、浙江省、重慶市、湖北省への企業視察団を3回実施し、中国式現代化の活気を体験し、実務協力の機会を深めた。中国駐名古屋総領事館を代表し、センター及び会員企業の皆様が長期にわたり中日経済貿易関係の発展に対するご貢献に心から感謝の意を表したい。

2025年、世界経済は不安定さが漂い、グローバルサプライチェーンの再編が続く中、中国は改革・開放・イノベーションによる新たな成長を遂げ、国内総生産(GDP)は初めて140兆元という新たな大台を突破し、前年比5.0%増となり、世界経済成長への寄与率は30%前後と安定している。社会消費財小売総額は50兆元を超え、前年比3.7%増となり、貿易は45兆元を超え、9年連続の成長を達成し、貿易黒字は1兆米ドルを超えた。また一定規模以上のハイテク製造業の付加価値は前年比9.4%増で、新たな質の生産力の形成を加速させている。一方、中国経済はいくつかの問題や新たな課題に直面しているが、全体としてみれば、それらは発展と変革の時期における段階的な問題であり、我々は対処する自信と能力を十分に持っている。今年是中国の第15次5カ年計画の初年度であり、中国はハイレベルの対外開放を堅持し、発展のチャンスの世界と共有し、不安定な世界に安定性を、グ



楊総領事

ローバル・ガバナンスにプラスのエネルギーを注ぎ続ける。

中日双方の協同努力により、両国の経済貿易協力において実り多い成果を収めた。二国間貿易は16年連続で3,000億ドルを超え、累積双方向投資は1,400億ドルを超えた。中日両国には、特に産業の相互補完性や科学技術革新分野におけるそれぞれの強みを持ち、協力を深めるための優位性が数多く潜んでいる。

しかしながら、現在の中日関係は国交正常化以来最も厳しい局面に直面していることに胸を痛めている。日本の指導者が台湾に関する露骨な挑発的発言を行い、台湾海峡問題への武力介入の可能性を示唆し、『一つの中国』原則および中日の四つの政治文書に著しく違反し、中国人民の感情を深刻に傷つけ、中日関係の政治的基礎を根本的に損ない、中日の経済貿易協力を悪影響を及ぼしている。我々は、中部地区の皆様が深く憂慮していることにも留意している。中部経済界の皆様には、日本国内で積極的な役割を果たし、日本政府に対し、一日も早く両国関係の政治的障害を除き、中日間の正常な交流のために必要な条件を整えるよう促すことを期待している」と挨拶。

その後、高橋明彦副会長(鈴与(株)代表取締役副社長)の発声により乾杯が行われ、参加者約100名が和やかな雰囲気の中、懇談し交流を深めた。



高橋副会長

会務報告

理事会書面議決にて新入会員4社を承認

昨年8月開催の理事会以降に入会申込のあった下記4社について、書面議決による臨時理事会を開催した結果、12月19日(金)に理事会の承認があったものとみなされ、入会が承認された。

1. 郵船トラベル株式会社 中日本営業部

事業内容：旅行業、各国航空船舶会社の代理店業、損害保険代理店業、両替業

2. 無錫高新区駐東京経済貿易代表処

事業内容：無錫高新区に進出した日系企業との連絡及び企業誘致

3. 上海新金山工業投資発展有限公司

(上海湾區高新産業開發區)

事業内容：開發區的開發・建設、企業誘致サービス、実業投資、資産管理及び物件賃貸経営管理

4. 日本中部チタン合金株式会社

事業内容：チタン合金販売

JAKA Robotics豊橋工場を視察

当センターの「中国投資企業部会」では、日本に進出する中国企業への理解を深めるべく、新たな試みとして、25年4月に豊橋に工場を設立した協働ロボットメーカー JAKA Robotics豊橋工場の視察会を12月18日に実施し、7社12名が参加した。同社の概要は以下の通り；

<JAKA Robotics中国本社の概要>

企業名：節卡機器人股份有限公司

資本金：6,185万元(日本円で約13.6億円)

設立：2014年7月15日

株主：節卡実業(上海)有限公司19.5%

磐信(上海)投資中心11.29%

上海交睿機器人科技有限公司10.53%
(上海交通大学の教職員が出資)

蘇州方広二期創業投資合伙企业9.00%

ソフトバンクビジョンファンド7.97%
(ソフトバンクグループ傘下)

従業員：492名、うち研究者157名 ※24年末

拠 点：9カ所(上海、常州、深圳、香港、日本、シンガポール、マレーシア、ドイツ、アメリカ)

売上高：4億43万元(約88億円)※24年

うち海外5,591万元(約12.3億円)

研究開発費(24年)：8,623万元(約18.9億円)

販売台数：24年7,462台、うち海外643台

同社は、2014年に上海交通大学のロボット研究者らが設立したスタートアップ企業で、スマートファクトリー向けの協働ロボットの開発、製造、販売を手掛ける。

同社製のロボットはネジ締め、包装、研磨、塗装、溶接など幅広い生産プロセスで活用され、自動車、電子部品、食品、薬品など様々な工場で導入されている。スマートフォンやタブレットで簡単に設定、操作できる仕様となっており、複雑なプログラミングが不要である点が強み。

現在、同社の取引先は3,000社以上で、同社ロボットは1万台以上利用されている。



ショールーム見学の様子

協働ロボットとは

人のそばで作業が出来るロボットで、人と接触すると自動停止するなど安全性に配慮した設計がなされている。大型の産業用ロボットは高速で力強く動作するため、事故を防ぐために安全柵で囲う必要があったが、協働ロボットは小型・軽量で安全柵を必要とせず、人がロボットに接触すると稼働停止するため作業員と同じスペースで稼働可能。協働ロボットは単純な繰り返し作業、精度の高い作業を得意とし、ネジ締め、包装、研磨、塗装、溶接など幅広い生産プロセスで活用されている。

<日本法人の概要>

社名：JAKA Robotics株式会社

資本金：500万円

設立：2023年5月1日

住所：名古屋市東区葵一丁目6番14号

株主：香港JAKA100%

従業員：20名、うち豊橋工場10名

<豊橋工場>

住所：愛知県豊橋市神野新田町ルノ割33 - 3

敷地面積：2,000㎡

<日本拠点設立の目的>

名古屋に本社を設立した理由については、同社製品が自動車メーカーで多くの採用実績があり、顧客

サービス強化のため、また東京と大阪の間にある立地の良さで名古屋に設立。また工場設立の目的は、日本を含む海外の顧客への迅速な供給・サポート体制の強化、日本市場向けの品質・仕様に対応、輸送中の破損、通関等の遅延リスクを低減するため。豊橋工場で組み立てたロボットはアメリカ、ヨーロッパ、ASEANに輸出されており、日本製を輸出することでアメリカの関税政策にも対応している。また、豊橋には国立の豊橋技術科学大学があり、同大学との産学連携を進めている。

<工場見学>

製造ラインでは中国から輸入した部品の最終組み立て工程とロボットの制御ユニットの組立、配線作業が行われていた。現在は1日あたり1台半のペースで製造を行っているが、最大で10台/日の製造が可能とのこと。

ロボットの部品は25年9月まで中国から全て輸入していたが、10月より日本企業からもカメラ、モーターなど部品調達を始めており、担当者からは徐々に日本での部品調達を拡大したいと話があった。

組立後は、48時間に及ぶ動作テストが実施され、アームに最大可搬量の重量物を取り付けた状態で最高速度での動作テストを実施。その他、騒音検査、

レーザートラッカーによる絶対精度の測定、表面検査を経て商品が梱包される。

<主な製品>

①JAKA Zu Series

同社の主力製品で日本でも既に600台以上が導入されている。可搬質量別に7つのラインナップ(3、5、7、12、18、20、30kg)がある。



JAKA Zu20

②JAKA Pro Series

ProシリーズはZuシリーズよりも高い防塵性能、防水性能を備えており、IP保護等級はIP68で業界最高水準となっている。(防塵性能が最高レベルの「6」、防水性能が最高レベルの「8」) 厳しい環境下にも耐える性能を備えている。可搬質量別に3つのラインナップ(5、12、16kg)がある。



JAKA Pro5

中国の2025年GDPは5.0%増

1月19日、中国国家统计局は2025年の国内総生産(GDP)が、物価変動の影響を除いた実質で前年比5.0%増の140兆1,879億元だったと発表した。



政府が目標として掲げていた「5%前後」は達成し

たものの、直近の10～12月期は前年同期比4.5%増と第3四半期から0.3ポイント減速した。

ちなみに、四半期毎の成長率は、第1四半期は5.4%増、第2四半期5.2%増、第3四半期4.8%増、第4四半期4.5%増だった。

産業別では、第一次産業が3.5%増、第二次産業5.3%増、第三次産業5.0%増だった(下表)。

2024年産業別GDP

内 訳	絶対値(億元)	成長率(%)
GDP	1,401,879	5.0
第一次産業	93,347	3.9
第二次産業	499,653	4.5
第三次産業	808,879	5.4

2025年の訪日外国人人数 過去最高を更新

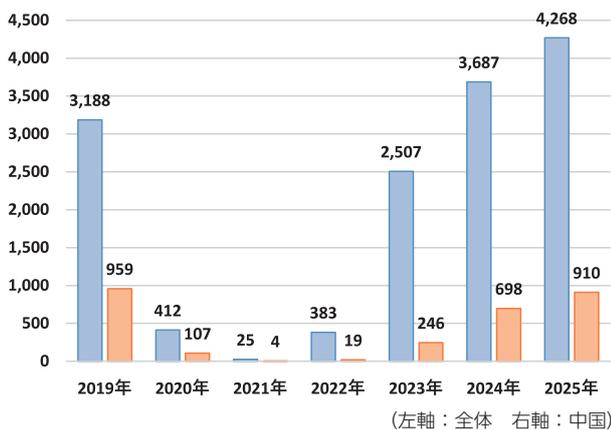
日本政府観光局(JNTO)は1月21日、2025年の訪日外客数(推計値)を発表した。

発表によると、2025年の年間訪日外国人人数は年間で前年比15.8%増の4,268万3,600人と、過去最高であった2024年の3,687万148人を580万人以上上回り4,000万人の大台を突破した。

＜訪日外国人人数 上位10か国・地域＞

国・地域	人数(人)	前年比(%)
韓国	9,459,600	7.3
中国	9,096,300	30.3
台湾	6,763,400	11.9
アメリカ	3,306,800	21.4
香港	2,517,300	▲6.2
タイ	1,233,100	7.3
オーストラリア	1,058,300	15.0
フィリピン	818,659	8.1
シンガポール	691,226	5.1
カナダ	688,800	18.7
総数	42,683,600	15.8

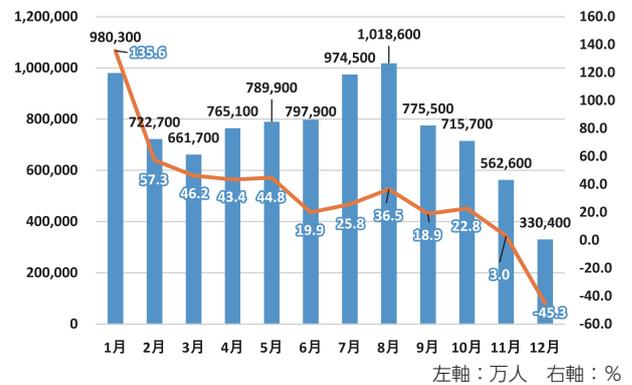
＜訪日外国人・中国人数推移(万人)＞



訪日外国人の内、中国からは30.3%増の909万6,300人で、伸び率も30.3%と高かった。

訪日中国人に関しては、昨年は順調に回復しており、1～11月はプラスの伸び率だったが、11月の高市首相の台湾有事発言により中国政府が訪日自粛を呼びかけたことから、12月の訪日中国人は、一気に45.3%減の33万400人となった。今年1月以降も引き続き減少するものと思われる。

＜2025年の月別中国人訪日数＞



一方、訪日外国人の日本国内での旅行消費額は、国土交通省・観光庁が1月21日に発表した「インバウンド消費動向調査」の結果によると、2025年の訪日外国人旅行消費額(速報値)は、前年比16.4%増の9兆4,559億円と、訪日外国人数と同じく過去最高を更新した。

国籍・地域別の旅行消費額では、中国は前年比16.0%増の2兆26億円(構成比21.2%)で、昨年から1位を維持している。

また中国の費用別消費額は、宿泊費が前年比(以下同)32%増の5,931億円、飲食費35.7%増の4,166億円、交通費16.4%増の1,565億円、娯楽等サービス費4.7%増の820億円、買物代9.9%増の7,533億円となった。

一方、中国人1人当たりの旅行支出額は、前年比11.0%減の24万6,154円で、国別一人当たりの支出額ランキングでは、昨年の11位から13位となった。

費目別では、宿泊費0.6%増の7万4,086円、飲食費3.6%増の5万1,848円、交通費11.3%減の1万9,463円、娯楽等サービス費19.8%減の1万245円、買物代24.3%減の9万385円となった。

昨年末に中国からの来日者数が昨年比大幅に減少し、それに伴い旅行支出額も徐々に減少しており、今年1月の訪日客数、インバウンド需要回復が期待される所である。

2025年の中国自動車生産・販売 過去最高を記録

1月14日、中国自動車工業協会(CAAM)が2025年の自動車生産・販売台数に関する統計を発表した。2025年の自動車生産台数は前年比(以下同)10.4%増の3,453.1万台、販売台数は9.4%増の3,440万台と生産、販売ともに3,400万台を突破し、いずれも過去最高を記録した。

生産台数

<2025年の生産台数内訳>

単位：万台、%

項目	生産台数	前年比	シェア
乗用車	3,027	10.2	87.7
商用車	426.1	12.0	12.3
合計	3,453.1	10.4	100.0
うち新エネ車	1,662.6	29	48.1

<生産台数の推移>



新エネルギー車の生産台数は29%増の1,662.6万台となり、自動車生産台数全体に占める割合が48.1%と前年から6.9ポイント増加した。

<新エネ車生産台数の内訳>

単位：万台、%

項目	生産台数	前年比
E V	1,073.7	38.4
P H V	588.1	14.8
F C V	0.8	49.6

販売台数

<2025年の販売台数内訳>

単位：万台、%

項目	販売台数	前年比	シェア
乗用車	3,010.3	9.2	87.5
商用車	429.6	10.9	12.5
合計	3,440	9.4	100.0
うち新エネ車	1,649	28.2	47.9

販売台数については、輸出台数が含まれているため、中国国産車の国内販売数は2,730.2万台となる。

新エネルギー車の販売台数は28.2%増の1,649万台となり、自動車販売台数の全体に占める割合は

47.9%に達し、前年から7ポイント増加した。25年の新エネ車の生産、販売共に1,600万台を突破した。

<販売台数の推移>



<新エネ車販売台数の内訳>

単位：万台、%

項目	販売台数	前年比
E V	1,062.2	37.6
P H V	586.1	14.0
F C V	0.8	52.9

輸出

2025年の自動車輸出台数は、前年比21.1%増の709.8万台だった。

<輸出内訳>

単位：万台、%

項目	輸出台数	前年比
自動車全体	709.8	21.1
乗用車	603.8	21.9
商用車	106	17.2
うち新エネ車	261.5	2倍

<輸出の推移>



25年の自動車業界は、生産、販売台数共に17年連続世界一の規模を維持した。販売では、自動車の買い替え推進策、新エネルギー車(NEV)の購入に対する免税策などが好材料となり、国内販売台数も2,730.2万台と、前年から6.7%増加しており、中国国内の内需低迷が懸念されるなか、特にEVなどの「新エネルギー車」が自動車業界の業績をけん引した形となった。

人事労務管理に関する 新たなルールとその対応

～労働紛争に関する司法解釈(二)の解説(後編)～

上海融孚律師事務所 中国律師 李 淑芹
弁護士法人キャストグローバル 弁護士 金藤 力

前回は、労働契約の締結と、その履行に関する項目を取り上げた。今回は、労働契約の解除と終了、特殊な雇用、時効についての新たなルールについて見ていきたい。

三、労働契約の解除と終了(《解釈(二)》第11条、第16条～第18条)

言うまでもなく、解雇や雇止めの場面は、企業と労働者の間でのトラブルが最も起こりやすい場面である。《解釈(二)》では、違法な解雇となる場面に於ける処理等についての新たなルールを示している。

1. 労働契約の期間満了時の異議提出期限

労働契約が期間満了した後、労働者が引き続き業務を行い、企業も異議を述べていない場合には、同一条件で労働契約を継続して履行することに同意したものと見なされる。つまり、労働契約の期間満了の日をうっかり見落としていたり、失念していたり、日付を間違ってしまった場合には、いずれも、自動的に労働契約を更新したかのように見なされてしまう。

ただ、従来は、このように自動的に労働契約が継続してしまうことを避けるための異議を申し立てる期間が決まっていなかったため、企業側としては、期間満了の日から数ヶ月が経過してしまった後でも、気づいた時点で契約を打ち切ることを求める余地があった。

しかし、《解釈(二)》では、この異議を述べることができる期間を「1ヶ月」に限定した(《解釈(二)》第11条第1項)。つまり、うっかりして期間満了日を過ぎてしまった場合、1ヶ月のうちに気づかないと雇止めにすることができなくなり、違法終了のリスクが生じるので、労働契約期間の満了日の管理が従来

よりも重要になってくる。

2. 違法解雇後の処理

(1) 労働契約の継続履行が不可能な場合

中国において、従業員を解雇した後、裁判所によってその解雇が無効と判断された場合、法律上のルールとしては、労働者が希望すれば労働契約を継続履行すること(いわゆる復職)が原則である。(《労働契約法》第48条第1文)

しかし、実務上は、復職をさせずに、経済補償金の2倍相当の賠償金を支払って金銭的に解決している例がかなりある。これは、a)労働者が復職を希望しない場合のほか、b)労働契約が「既に継続して履行することができなくなっている」場合に、復職に代えて賠償金の支払をもって解決することが法律の明文上で認められているからである(《労働契約法》第48条第2文)。この点は、日本での解雇をめぐる紛争の処理とは様子が大きく異なっている。

ところで、この「既に継続して履行することができなくなっている」かどうかの判断については、具体的な基準を定めた法令や司法解釈はなく、実務上の判断も統一されていなかった。そこで、《解釈(二)》では、労働契約が「既に継続して履行することができなくなっている」と判断すべき6つの状況を明示した(《解釈(二)》第16条)。

- ①訴訟・仲裁の係属中に労働契約期間が満了し、且つ法定の更新・延長事由がない場合。
- ②労働者が既に年金受給を開始した場合。
- ③企業が破産した場合。
- ④企業が解散した場合。(但し、合併・会社分割に伴う解散を除く。)
- ⑤労働者が既に他社で就労しており、これによ

り復職に重大な影響があり、又は企業が求め
ても他社との労働契約を解除しない場合。

⑥客観的に労働契約を履行することができない
その他の事由がある場合。

通常、企業としては解雇をめぐる紛争に至った従業員が復職することを希望しないであろうところ、これら6つの場合には、「たとえ労働者が希望しても」復職させずに金銭支払をもって解決できるので、企業にとってこれらの事由が明確になったことは有益と思われる。一方で、「既に(他の者を雇用したので)戻るべき元の職位に空きがなくなった」、「就労の基礎となる信頼関係が失われた」など、これまでの裁判例では認められてきた各種の事情については、⑥の「その他の事由」にどこまで含まれるのか明確ではないので、復職ができない事情に関する証拠の確保などが新たな課題となる可能性がある。

(2) 職業健康診断

中国では、職業病危害のある作業に従事していた労働者を解雇する場合は、離職前に職業健康診断をすることが義務付けられており、この健康診断をしないまま解雇すると違法解雇になってしまう(《労働契約法》第42条第1号)。

《解釈(二)》では、事後的に企業が手続漏れを是正・追完できる機会を設けた。企業が一審の弁論終結までの間に健康診断を手配して、①職業病に罹患していない検査結果が出たとき、②労働者が正当な理由なく検査を拒んだときは、企業は労働者の復職を拒むことができる(《解釈(二)》第17条)。

(3) 労働契約の継続履行(復職)と賃金支払

判決により労働契約の履行を継続すべき(つまり復職させるべき)ことが命じられた場合、それまでの間の賃金の支払はどうなるのか。この点、《解釈(二)》では、復職の前日までの賃金について「労働者が通常の労働を提供した場合の賃金標準に従い」過去の分まで遡って支払う(日本では「バックペイ」という。)ことを明記した。また、労働契約の解除又は終了について企業と労働者のいずれにも故意・過失がある場合は、「相応する責任をそれぞれ引き受ける」とされた(《解釈(二)》第18条)。

従来、このバックペイについては、地方により、直近12ヶ月の月平均賃金により計算する例(つまり残業代と賞与の相当額が含まれる)と、所定労働時間に応じ

た賃金により計算する例(残業代が含まれない)があったが、今後は後者に統一されることになる。

四、特殊な雇用(《解釈(二)》第1条～第5条、第21条)

企業の活動は、ある企業が単独で行っていることばかりではなく、取引先業者とともに業務を行うことや、グループ会社・提携先との間で恒常的にも業務を行っている場合も多い。そのような場合、誰が雇用主としての責任を負うのか。《解釈(二)》では、この点についてのルールを定めている。

1. 違法な下請発注

建設工事の施工など特定の行政許可等の資質・資格を有していなければならない業務において、企業がそのような資質・資格を有していない業者に対して業務を下請発注した場合、労災発生時の責任や労働報酬の支払義務は誰が負担するのか。

この点、法律上のルールとしては、従来から「適法な資質・資格を有している企業が雇用主としての責任を負担する」というルールが確立されている。建設工事や鉱山作業については2005年から既にそのルールが明文で規定されていたが(労社部発[2005]12号)、この時点では「雇用主としての責任」の範囲については特に明記されていなかった。

その後、労災発生時の責任については、資質・資格を有する企業がこれを有しない企業に下請発注した場合、発注者である企業が労災発生時の責任を負うことが人力資源社会保障部により明確にされた(人社部発[2013]34号)。今回の《解釈(二)》と合わせて公表された典型事例1でも、ある企業が法定の施工資質を有しない個人事業者に工事を下請発注した後、その個人事業者が雇った労働者が労災事故によりケガをした事例で、発注者である企業と労働者の間には直接の労働関係はなくても、その労働者につき労災保険に加入する義務が労災保険待遇を支払うべきとされた事例が紹介されている。

しかし、労働報酬の支払義務については、なお明確な規定がないままとなっていた。

今回、《解釈(二)》では、この労働報酬支払義務を含めて、発注者となる資質・資格を有する企業が雇用主としての責任を負うべき旨が明記された(《解釈(二)》第1条)。労災事故が発生した場合に備えて下

請発注先の業者の資質・資格の有無を確認することは従来から推奨されていたが、今後は、労災事故が起こらなくとも、そのような法律上必要な資質・資格を有しない業者に対して下請発注をしてしまうと、労働者の賃金支払についての責任まで負わされてしまうことになる。したがって、下請発注先の業者の資質・資格の有無の確認は、今後はさらに重要性を増すことになる。

2. 名義貸し

実務において、例えば、貨物運送用の車両(トラックなど)の運行に必要な免許を持っていない個人事業者に対して、そのような免許を適法に取得している企業が名義貸しを行って収益を得ている例はよく見られる。当然ながら、行政許可の貸し借りは明確に禁じられている違法行為ではある。このような場合、その個人事業者が雇った個人については、上記の建設工事等の場合と同じように、賃金の支払や社会保険への加入を誰が行うべきか?という問題がある。

この点についても、従来から、適法な資質・資格を有している企業が、雇用主として労災保険への加入に関する責任を負うとされていたところであるが、今回の《解釈(二)》では、上記の無免許事業者への発注の場合と同じく、労働報酬についても適法な資質・資格を有している名義を貸した企業の側で支払について責任を負わなければならないことが明記された(《解釈(二)》第2条)。

3. 「混同雇用」

「混同雇用」(中国語では「混同用工」)とは、聞きなれない言葉であるが、一人の労働者が関連性のある複数の企業(いわゆる企業グループ内のグループ会社)において、交互に、又は同時並行的に勤務している状況を指す。

今回の《解釈(二)》の中でも、とりわけ日系企業各社に関わりの深いテーマであり、実務上の対応の必要性も大きいと感じられる項目である。

実務において、中国国内の集団企業や外商投资企业にあっては、2社又はそれ以上の複数の企業の間において同時に業務に従事している例は多い。そして、ある労働者が関連会社関係にある雇用主企業(複数社)の業務に時期や状況に応じて対応している

ような場合、労働者が実際にどの企業の業務に従事しているのか?ということを実証によって判明させることは、おそらく事実上不可能である。したがって、労働者側が企業を訴えようとする場合、「どの企業を選んで訴えることもできるし、複数の企業をいずれも訴えることもできる」という状況が生じることがあり得る。この点について、《解釈(二)》第3条では、次のような2つのルールが示されている。

- ①書面による労働契約が締結されている場合、労働者はその労働契約に基づく労働関係の確認を請求できる。
- ②書面による労働契約が締結されていない場合には、労働者使用管理行為に基づき、業務時間、業務内容、労働報酬の支払い、社会保険料の納付等の要素を総合的に考慮して、労働関係を確認する。

このルールの適用の具体例として、支配株主が同じX氏であるA社とB社があり、B社の募集に応募して採用された労働者が実際にはA社のオフィスで就労し、A社・B社いずれとも労働契約が締結されておらず、給与はX氏から直接支払われていた事例では、労働者の主張どおり、A社との労働関係が認められ、A社に未払賃金などの支払が命じられている(典型事例2)。

また、《解釈(二)》第3条では、さらに、労働者が複数の企業を訴えることができる、次のようなルールも定めている。

上記②の条件を満たす関連会社が数社ある場合に、労働報酬、福利待遇等の支払いの責任をその数社が共同で引き受けるよう労働者が請求した場合にはこれを支持する。

但し、これら関連会社の間で労働者の労働報酬、福利待遇等について約定をし、かつ、労働者の同意を経ている場合を除く。

すなわち、上記の事例で、もし労働者がA社の業務のみならずB社の業務にも従事していたとすると、労働者は、A社とB社をともに訴えることもできることになる。

このような事態を避けるためには、但書に記載されているように、関連会社間で労働者の労働報酬、福利待遇等について書面で約定し、さらに、これに

ついて労働者の同意を得ておくことが必要となる。日系企業においては、日本国内でも、出向契約などの契約を作成している経験が既にある場合も多いため、このような事務処理には比較的なじみがある部分もあると思われる。

4. 涉外雇用(国際雇用)

(1) 外国人の就労許可

中国において、外国人が就労しようとするときには外国人就業許可及び外国人居留許可を取得する必要がある。しかし、実際には、これらの就労許可に関する各種証書を取得しないまま就労してしまっている外国人も存在する。これはいわゆる不法就労の状態であるが、このような場合に、その外国人労働者は、企業との間での労働関係の確認や賃金・福利待遇などの支払を求めることができるだろうか。この問題は、就労ビザを取得しないまま長期出張などの形で業務に従事している日本本社所属の役員・従業員や、リモートワークで採用した現地在住の日本人スタッフなど、実務においてはさまざまな業務への関わり方があることから、これら人員についてどのような人事労務管理があるべきかという課題にかかわる。

この点、従来のルール(《解釈(一)》第33条)は比較的シンプルであり、就業関係の許可証類を取得していない者についてはたとえ労働契約を締結していたとしても労働関係を認めない一方、「外国専門家証」「外国人訪中就労許可証」のある者については労働関係を認める、というものであった。

ただ、外国人のうちには「永久居留証」という永住許可を得た者もあり、この「永久居留証」を取得した者については、関連法令上、外国人就業証の取得手続きが免除されている。2022年に公表された労働人事紛争の十大典型事例においても、就業許可は取得していないが永久居留証を取得しており就業証の取得手続きが免除されていた労働者が某機械会社及びその関連会社との間で10年以上勤務した後、(本来はこの状況であれば無固定期間労働契約の締結につき協議すべきであるのにそれをせず)契約期間満了で雇止めとなった場合に、企業側に違法解雇として賠償金支払を命じた事例が紹介されている。

また、これ以外にも、中国に適法に滞在し且つ就労することができる場合は存在し得る。そこで、《解釈(二)》では、以下の3つの場合には労働関係を認め

ることとされた。(《解釈(二)》第4条)

- ①既に永久在留資格を取得しているとき。
- ②既に就労許可を取得しており、かつ、中国の境内において適法に滞在・在留するとき。
- ③国の関係規定に従い関連手続をしたとき。

このように、中国では、不法就労の者に対しては労働関連法令による保護を与えない方針が示されているため、リモートワークなど多様な働き方を考慮するうえでは、どのような許可を取得することができるか?という点も考慮すべきように思われる。

(2) 常駐代表機構(代表処、駐在員事務所)

外国企業が中国に未だ現地法人を設立しておらず、単にスタッフ(日本人駐在員に限らない)が常駐する何らかの拠点を有するにとどまる場合、その拠点は代表処(駐在員事務所)として登記することができ、銀行口座を開くなど各種の手続を行うこともできる。しかし、この代表処はあくまで法人格を有していない、外国企業の事務所である。そして、外国企業は中国国内において労災保険その他社会保険に加入するための雇用主として登録することができない。そのため、代表処が中国現地従業員を雇用しようとする場合については、政府が指定する機構に委託して手続を行う必要があった。(1980年の古い国務院の規定において既にそのルールが定められていた。ちなみに、このときは事務所の賃借についても同様に自ら直接行うことはできず、外部に委託する必要があったようである。)

このことから、代表処で業務に従事している人員との間で未払賃金などの紛争を生じたときに、雇用主として誰が当事者になるのか?という問題は古くから労働仲裁や訴訟において議論されてきており、地方によって取り扱いがバラバラであった。

今回の《解釈(二)》では、この点について、次の2点を明確にした。

- ①外国企業の常駐代表機構は、労働紛争事件の当事者となることができる。
- ②当事者が外国企業を追加して訴訟への参加を申し立てた場合には、これを認める。

すなわち、基本的には代表処そのものを当事者としつつ、外国企業を参加させることもできることとされている。といっても、実際には、雇用主として

の各種手続は中国国内の派遣会社などに委託して行われていることが多いし、代表処にはさしたる資産がないなど代表処だけを当事者にしても紛争解決に役立たない場合もある。今後はこの《解釈(二)》の新たなルールをもとに外国企業自身が当事者として巻き込まれる場面も増えるかもしれない。

5. 定年年齢を超えた人員の雇用

中国ではこれまで、定年退職年齢(年金受給開始年齢)を超えて働く労働者については、年金受給開始後は《労働契約法》に基づく労働関係としての保護を受けるのではなく、労務関係(役務提供関係)として処理するというルールがあった(《解釈(一)》第32条第1項)

しかし、2025年1月1日から、段階的に定年年齢を引き上げる法改正が施行されている。これに伴い、法定の定年年齢を超えて働く労働者についても、賃金や休日、労働安全衛生などの面での基本的權益を保障すべきとされ、上記の《解釈(一)》に基づくルールとの衝突が生じていた。そこで、今回、《解釈(二)》では、上記の《解釈(一)》第32条第1項の規定を廃止し、新法が優先することを明確にした(《解釈(二)》第21条)。

但し、今後は定年退職年齢を超えた者も全て労働関係として処理するのかと言えば、そうとも限らない。当人が年金受給を開始しているかどうか、もし受給を開始していない場合その原因は何かなど、具体的状況により適用される法律も処理も異なることが予想されるので、定年退職年齢を超えた労働者が年金受給を開始していない場合、そのような労働者を雇用することには慎重である必要が感じられる。

五、時効(《解釈(二)》第20条)

中国において、従業員が労働仲裁を起こそうとする場合、1年の期間制限がある。これを労働仲裁の時効期間という(《労働紛争調停仲裁法》第27条第1項)。但し、1年が経過したときは自動的に労働仲裁が受理されなくなるわけではなく、企業側が「抗弁」として時効を主張しなければならない。実務においては、既に状況として時効が成立しているのに、この時効の主張をするのを失念してしまっている事例もときおり見られる。

《解釈(二)》では、当事者が労働仲裁の段階で時効

の抗弁を提出しなかった場合、その後、訴訟の段階ではもはや時効の主張はできなくなるとした(《解釈(二)》第20条第1項前半、第2項)。但し、新たな証拠によって時効期間の満了が証明されたときは、時効の抗弁が認められる(同第1項後半)。

六、おわりに

《解釈(二)》はこのように多数の新たなルールを設けている。とりわけ、前編でご紹介した競業禁止については、競業制限が認められる範囲は狭まっているというのに、競業制限のために労働者に対して支払わなければならない補償額はかえって増え、また、違約金も補償額の5倍を超えないという制限がなされ、制限範囲、補償金額及び違約金の面から、企業が労働者に対して競業制限をすることが難しくなっているという重大な変更がある。

現行の人事労務管理の方法が時代遅れになってしまっている部分がないか、改めて俯瞰して見ていただくことをお勧めしたい。

以上

<執筆者プロフィール>

上海融孚律師事務所パートナー
上海律師協会労働及び社会保障専
業委員会委員

中国律師 李淑芹
(りしゅくきん)



1963年中国吉林市生まれ。1984年中国東北師範大学卒業、1995年律師登録、2001年日本国大阪市立大学法学研究科卒業。2001年帰国後、律師事務所
で外商投資企業設立、再編、清算業務、労働人事、債
権回収債務を中心として法律サービスを提供している。
著書「都市不動産管理法學」(吉林大学出版社1996年12
月)、「羊不白勞(Hard Work Pays Off)」(モンテッ
ソーリ大学出版社2023年4月)

弁護士法人キャストグローバル
大阪事務所代表

弁護士 金藤 力
(かねふじ ちから)



1975年大阪市生まれ。1998年京都
大学法学部卒業、2000年弁護士登
録。法律事務所、企業での勤務を
経て、2010年から上海、2014年か
ら北京に赴任し、法務・会計・税務までワンストップで
のコンサルティングサービスを提供している。2019年中
小企業診断士登録(現在は活動休止中)。著書「弁護士が
語る中国ビジネスの勘所」(きんざい 2020年1月)。

第2回 中国シニアビジネスの変遷

～北京周辺の養老施設の昇華～

東海日中貿易センター中国連絡処

大学の研究によると、中国人口の変動状況は図1で示すように、総人口は現在の14億人超から2050年には12億人超に減りつつある。うち、高齢者(60歳以上)は3億人超から4億人超に増えつつあり、2050年には高齢者が全体人口の35%を超えることになる(図2)。従って、高齢化社会への注目度がますます高まっている。

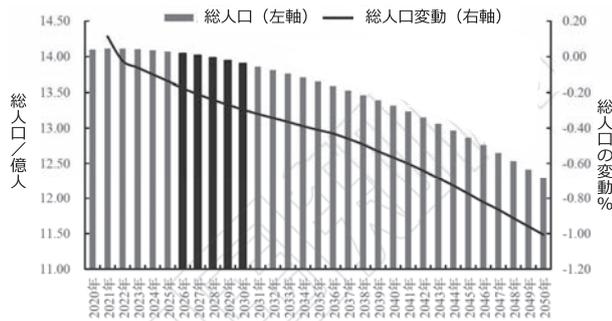


図1 2026～2030年及び2050年までの中国人口の変動状況
出所 「第15次5か年(2026～2030)期間における中国高齢化の進展及び中長期人口動向に関する研究」 浙江大学 朱紫陌、中央财经大学 胡鹏、北京大学 巴曙松 2025年12月18日「当代经济管理」掲載

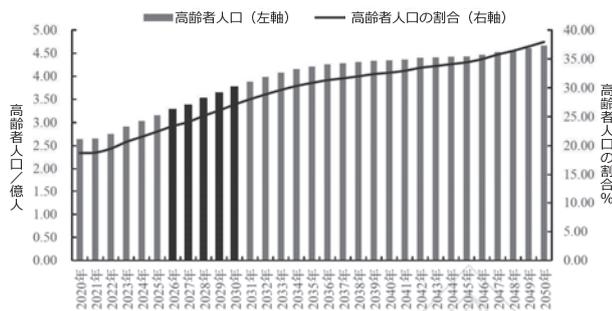


図2 2026～2030年及び2050年までの高齢者人口及びその割合
出所 「第15次5か年(2026～2030)期間における中国高齢化の進展及び中長期人口動向に関する研究」 浙江大学 朱紫陌、中央财经大学 胡鹏、北京大学 巴曙松 2025年12月18日「当代经济管理」掲載

2025年9月9日に公表された「北京市高齢者介護産業発展研究レポート」によると、下記のデータが発表されている。北京市のシニア産業の関連企業数は1万8,256社に達する中で、設立期間が1～5年、5～10年、または10年以上の会社はそれぞれ、38.66%、32.84%、28.5%を占める。要するに、設立期間が1

～5年の新しい会社が38%で、最も多いのである。尚、シニア産業の関連企業のうち、介護関連の技術系企業が4,516社(全体の24.75%)に上り、セグメント別の最も高い割合となっている。つまり、シニアビジネスへの新規参入会社が勢い良く増えている中で、介護関連業務に従事する会社が最も多いのである。

養老施設に関する最新統計は、「民政事業発展統計公報」の中で、2020～2023年までの中国養老施設の建設状況を示している(表1)。

表1 2020～2023年中国養老施設の建設状況

(単位 施設の数 万か所、ベッドの数 万床)

年	各種の養老施設(総)		内、専門養老施設		コミュニティ養老施設	
	施設の数	ベッドの数	施設の数	ベッドの数	施設の数	ベッドの数
2020	32.9	821	3.8	488.2	29.1	332.8
2021	35.8	815.9	4.0	503.6	31.8	312.3
2022	38.7	829.4	4.1	518.3	34.7	311.1
2023	40.4	823	4.1	517.2	36.3	305.8

出所 「民政事業発展統計公報」 「SOUTHWEST FINANCE」 2025年6期

表1で見ると、中国の養老施設は、大きく「専門養老施設」と「コミュニティ(社区)養老施設」に分かれる。2023年の統計によると、中国の養老施設の総数は40万4,000か所、ベッドの数は823万床である。うち、専門養老施設は4万1,000か所、ベッドの数は517万2,000床である。これに対して、コミュニティ養老施設は36万3,000か所で、ベッドの数は305万8,000床に達する。ベッドの数で見ると、専門養老施設がコミュニティ養老施設より遥かに多いのである。これは、専門養老施設の規模がコミュニティ養老施設より圧倒的に大きいことを意味する。つまり、現在は専門養老施設が中国のシニアビジネスにおいて、中核を担っている。

中国の専門養老施設について、「品牌網(ブランド・ネット)」が選出した「2025年中国シニアブラン

ドトップ10社」を見ると、表2の通りである。

上記10社は、今の中国において最も活躍している養老施設で、これらは基本的に国有企業が中心に投資・建設・運営している。10社の内、ご縁があり、北京の「泰康之家」(1位)、「椿萱茂」(7位)及び河北省の「燕達」(8位)を訪れる機会を賜った。

表2 「2025年中国シニアブランドトップ10社」

ランキング	ブランド名	運営会社名称
1	泰康之家	泰康之家(北京)投資有限公司
2	親和源	親和源集团有限公司
3	凱健	上海凱健華展老年養老院有限公司
4	誠和敬	北京誠和敬投資有限責任公司
5	樂成養老	樂成老年事業投資有限公司
6	雍柏荟	雍柏荟老年護養(杭州)有限公司
7	椿萱茂	遠洋養老運營管理有限公司
8	燕達	燕達國際健康城投資管理有限公司
9	匯晨養老	北京光大匯晨養老服務有限公司
10	合展養老	重慶合展養老產業發展有限公司

出所 「品牌(ブランド)網」 2025年12月16日

■「泰康之家・燕園」

「泰康之家」(写真1)は、「2025年中国シニアブランドトップ10社」の1位を占める。同社は、全国各地に養老施設を建てており、中国全土で高い知名度を誇る。



写真1

「泰康之家・燕園」は、北京市の北側の昌平区にあり、敷地面積は14万㎡、地上の建築面積は31万㎡で、合計3,000世帯が生活出来るように作られていた。1期から3期に渡って開発されたこの「燕園」は、大規模集合住宅の様相を呈していた。全体的に、自立者の生活エリア、要介護者の生活エリア(介護グレードは更に細分化)、2級病院エリア、クラブエリアなど大きく4つのエリアに分類されていた。「燕

園」の西側には非常に大きな「白浮泉湿地公園」があった。この立派な水辺環境は「燕園」のクラブエリアの歩道橋と繋がっていた。クラブエリアは公衆施設として、ここに住む人であれば、だれでも利用出来るようになっていた。つまり、各種のフィットネス施設やプール、「琴」・「碁」・「書」・「画」の趣味教室、映画館、図書館、コーヒーショップや喫茶空間、大きな食堂などを含むインフラ環境は、他を圧倒する最新鋭の機能を備えていた。そして、自立者の生活を豊かにするために、中国各地の「泰康之家」系列の養老施設に泊りながらの観光サービスも提供されていた。

ここには、高齢者の生活において、自立段階、半介護段階、完全介護段階、終末期ケア、葬儀サービスを網羅する包括的なサービスが整っていた。利用者が抱く全ての懸念事項が、「燕園」ではあらかじめ考慮され、サービスとして具現化されていた。

■「椿萱茂・和園」



写真2(左上「椿萱茂・和園」の宣伝資料により)

「椿萱茂・和園」(写真2)は、「2025年中国シニアブランドトップ10社」の中で、7位を占める。この「和園」は北京の東北方面の順義区にあり、敷地面積は4万8,800㎡で、建築面積は4万8,000㎡、合計550床のベッドを有する。同じく計画的に整備された住宅団地の構造であった。団地内のビルは、大きく自立者と要介護者(介護グレードは更に細分化)に分かれていた。公衆エリアには、食堂、趣味教室、リハビリやフィットネス室、映画館、図書館、喫茶空間や休憩室などがゆとりを持って配置され、ここに住んでいる人はだれでも利用できるようになっていた。部屋の種類は面積により3種類に分かれ、費用の支払いは、他の施設とは異なり、5年及び10年の一括払いになっていた。そして、この「和園」には病院は併設

されていないが、緊急時の近隣病院への搬送サービスにより、外部医療機関と連携した受診体制を構築していた。

「椿萱茂・和園」は、小規模ゆえの静謐さと、洗練された意匠を兼ね備えていた。

■「燕達」

河北省・三河市に位置する「燕達」（写真3）は、「2025年中国シニアブランドトップ10社」の8位を占める。北京から近いと言うメリットがあり、ベッド総数は1万6,000床を有する北京周辺で最大規模の養老施設である。既に8,000人以上の高齢者が入居しており、95%が北京出身と言う。

「燕達」のエリア構成は、他の養老施設と同じく、自立者と要介護者（グレードは更に細分化）別に空間が分かれていた。自立者向けのクラブエリアには、いろんな趣味教室やスポーツ施設があり、且つ商業エリア内には、各種の飲食店、銀行、コンビニ及びスーパーマーケットなどがずらりと配備されていた。そしてこの「燕達」には、3級大型病院を同施設エリア内に抱えていることが、確固たる優位性を築いていた。



写真3

「燕達」は河北省に位置しているため、北京と比較して割安の土地代及び大規模建設によるコストダウンにより、経済合理性が強みとなっていた。

以上の3施設は非常に素晴らしく、まさしく次世代シニアビジネスを目指している感銘を受けた。3施設共にビジネスモデルには若干の差があったが、基本的には類似していた。要するに、身体検査によって自立者と要介護者に分類され、要介護者の場合、更にグレード別に細分化されて、費用も分類さ

れていた。

参考の目安として、北京周辺の養老施設の費用構成及び金額範囲を表3にまとめた。表3は自立者向けの費用であり、要介護者の場合、表3の「サービス代」がグレード別に増加される。尚、訪問した3施設は、共に表3の「高級」施設に属する。

表3 北京周辺の養老施設の費用構成及び金額範囲(月別)

施設グレード	部屋代(元) (面積次第)	サービス代 (元)	食事代(元)	合計(元)
高級	6,000 ~ 15,000 (30 ~ 125㎡)	2,000 ~ 3,000	1,000 ~ 2,000	9,000 ~ 21,000
中級	4,500 ~ 9,000 (30 ~ 110㎡)	1,500 ~ 2,500	900 ~ 1,500	6,900 ~ 13,000
一般	1,400 ~ 4,000 (15 ~ 70㎡)	800 ~ 1,300	800 ~ 1,200	3,000 ~ 6,500

出所 ①各社の対外見積金額により
②面積は、建築面積を指す。
③表3は自立高齢者向けの見積金額である。
④食事代は、一部の養老施設では除外し、個人の選択に任せる。

上記3施設は、過去の「老人ホーム」の暗いイメージから脱出して、高齢者に健康・フィットネス、旅行、食堂、住宅・生活支援、学び・趣味教室などを提供することにより、高齢者の「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」、「社会とのつながり」などのニーズに答えようとしていることは明らかだった。ただ、高級養老施設の価格設定は非常に高いレベルにあり、利用のハードルを下げるためには、養老施設の量的拡大と並行して、更なるコストダウンへの見直しが必要と推察された。

これから、高齢者社会の到来に伴い、養老施設の量的拡大以外に、養老方式も多様化して行くことが予想される。去年、「泰康之家」の董事長——陳東昇氏は同社を代表して、同社は人と機械の音声会話が可能な「AI音声スピーカー」の導入による「在宅養老」サービス計画を発表した。これは、養老施設に行けない高齢者が対象になっている。尚、「在宅養老」サービスを展開するために、「一つのコミュニティに、一つの病院」と言う医療と高齢者ケアの統合モデルが導入されることが見込まれている。「在宅養老」サービスの社会実装が進む場合、中国社会において中核的な機能を果たすことは論を俟たない。

次世代シニアビジネスを目指している中国の養老産業は、経営側にとっては良き理念とビジネスモデルが結実して行くと共に、ユーザー側にとっては理想の養老施設及び適切な養老方式へ更に昇華していくことが、全社会に囁望されている。(終り)



新エネ機関車を導入

12月25日、滄港鐵路有限公司の中国中車(CRRC)シリーズ新エネルギー機関車5台の第一陣が正式に納入され、運行を開始した。

同会社は、河北省を拠点とする地方鉄道事業者で、その路線は、滄州市から渤海新区となっている。

今回導入した新エネルギー機関車には、ハイブリッド



式と純電気式の両方があり、黄驊港地区に導入された最初の新エネルギー機関車となる。技術的なデータによると、従来のディーゼル機関車と比較して、ハイブリッド機関車は燃料を40%以上節約し、窒素酸化物排出量を45%、一酸化炭素排出量を83%、炭化水素排出量を72.5%削減することが可能。

プロジェクトスケジュールによると、今回運用開

始となる5台に加え、更に2台(ハイブリッド1台と純電気1台)も2026年までに導入される予定で、これらの機関車が全面運用開始すれば、輸送力と機関車利用効率のさらなる向上、物流コストの削減、企業収益の向上、有害物質の排出量と騒音の削減、沿線環境の改善に重要な役割を果たすことになる。

滄州のナツメ(棗)

以前も本誌で紹介したが、ナツメは滄州市の特産物で、その乾燥した皮をむくと金色の糸を引くことから「金糸ナツメ」と称され、中国国内のみならず、海外でも大変人気となっている。



金糸ナツメは糖度が高く、また栄養価も高く、ビタミン類、カルシウム、鉄が豊富に含まれており、目や肌の健康、骨へのカルシウムの吸収を高めるだけでなく、鉄欠乏性貧血の改善にも役立ち、虚弱による全身の不調にも優れた補助効果がある。



全国インテリジェントエージェント開発者会議が常州で開催

1月4日、2026年全国インテリジェントエージェント開発者会議と常州市「人工知能+」業務推進会議が常州で開催された。会議には、全国のAI業界をリードする企業代表、トップベンチャーキャピタル代表、AI分野の若手代表者、全国および江蘇省のAI専門大学・研究機関代表、全国・省内外のオープンソースコミュニティ、業界団体、エージェントデベロッパー代表が一堂に会し、現代の機会について議論し、プロジェクトの協力を模索した。



プロジェクトは、主にロボット用RV減速機などの製品を生産し、産業用ロボットアーム、自動車、CNC工作機械、航空宇宙等の分野に広く応用され、これは高級RVのローカライゼーションを促進する上で重要な意義を持っている。

常州市の商業景観が一変

12月26日、全国で178店舗目、常州市内で7店舗目となる「星耀城吾悦広場」が盛大に開業した。同広場は大型ショッピングモール



で、飲食店や高級品、電化製品、スーパーマーケットなどが揃っており、今回開業した「常州星耀城吾悦広場」は、常州高速鉄道新城の中核エリアに位置し、常州市の重要な都市プロジェクトで、常州北駅というスーパーハブを擁し、地下鉄1号線へのアクセスがスムーズで、12万㎡の広さを誇る新龍湖公園にも直結しており、新たなランドマークとなっている。

知能ロボット関節コア部品PJの進出が決定

中国河北省に本拠を置く鉄鋼企業グループの「津西集団」の標記プロジェクトが常州高新区に進出することが決定し、調印式が行われた。今回のプロ



当区進出企業が多国籍企業機能組織に選定

江蘇省商務庁は「江蘇省多国籍企業の第16陣地域本部および機能機構リスト」を発表。その中にはドイツの自動車部品メーカーであるマール(MAHLE)が当高新区に設立した「馬勒汽車技術(蘇州)有限公司」が認定され、常熟高新区におけるハイエンド自動車部品産業クラスターの創出に新たな成果を加えた。

多国籍企業機能機構とは、海外で登記された多国籍企業が江蘇省に設立し、省をまたがる地域またはそれ以上の地域で研究開発、財務、管理、マーケティング、調達、試験などの機能を行っている外資系企業を指す。

第15回中国スマートカー未来チャレンジ大会が常熟で開催

12月14日、標記大会が常熟で開催された。中国最高レベルかつ最も影響力のある自動運転コンテスト

である今年のコンテストには、西安交通大学、香港科技大学(広州)、清華大学、上海交通大学など、全国のトップクラスの大学からチームが一堂に会し競い合った。常熟市にある蘇州工学院も独自に開発したインテリジェント車両を初公開し、地元のイノベーションの活力を注ぎ込んだ。

本大会では実際の交通環境を模擬し、交通標識や標示が明確な市街地道路や公園道路だけでなく、平面駐車場や地下駐車場といった従来の競技シナリオも想定し、複雑な道路状況下での運転環境を包括的にシミュレートし、スマートカーの完全自動運転能力を重点的に検証した。

長江デルタにおける自動車産業の主要拠点としての立地を活かし、常熟市では車両製造、コア部品、研究開発・試験、そして応用シナリオまでを網羅する包括的な産業エコシステムの構築に取り組んでおり、現在、常熟には500社以上の関連企業が設立されており、その産業規模は1,600億元を超えている。



「中欧インテリジェント装備産業園南エリア」の建設状況

2023年から、当開発区内で建設が進められている標記エリアは、現在95%完成しており、間もなく内装、外装工事が完成する。

同パークは約11万㎡の敷地面積を誇り、延床面積は約30万平方メートルで、集積回路、医療機器、新エネルギーといった最先端産業に注力し、ハイエンド機器やインテリジェント機械製造の開発に注力し、新しい工場、研究開発オフィス、各種施設、人材アパートメントを統合した産業モデルパークの創設に取り組んでいる。



学無錫半導体先進製造イノベーションセンター」と、その傘下企業「江蘇有普那科技有限公司」が参加したプロジェクト「ディープラーニングに基づく工業用表面品質の視覚検査方法と応用」が最優秀賞を受賞したと発表。

同プロジェクトは、精密製造、エネルギー安全保障、オプトエレクトロニクスといった重点分野の表面品質検査ニーズに対応している。

無錫(ファーウェイ「HUAWEI」クラウド)人工知能イノベーションセンターが開所

このほど、標記センターの開所式が行われた。同センターは、無錫市の人工知能戦略の重要な一環



として、無錫データグループ、錫山經濟技術開發区、ファーウェイクラウドが共同で建設したもので、今後は人工知能の発展をさらに加速させ、新たな産業化を促進し、地域の産業高度化に新たな勢いを吹き込むことが期待されている。

区内で開発されたPJが科学技術進歩最優秀賞を受賞

中国商業連合会は先日、2025年度科学技術進歩賞の結果を正式に発表し、当開発区内にある「湖南大



国内初の深海養殖プラットフォーム

1月10日、江門市新会区崖門鎮で、中国初の自律昇降式網かごを備えた新型デジタル・インテリジェント深海養殖プラットフォーム「珠海琴」の

進水式が開催された。

「珠海琴」は、南方海洋研究所と中山大学海洋工学学院が独自に開発・設計したプラットフォームで、全長110



メートル、幅40メートル、喫水15メートルで、6万立方メートルを超える水量で、6基の自動昇降式・伸縮式折りたたみ式養殖ケージで構成されている。

半潜水型トラス構造によりバラスタタンクによる浮力調整が可能で、水深15～100メートルの養殖環境での適応性を実現し、中心付近最大風速が毎秒46.2～50.9メートルの台風にも対応できる。

第9回中国国産錦鯉品評会が江門で開催

標記品評会が1月9日、江門市で開催された。広東省錦鯉協会と江門市観賞魚協会の主催による



このイベントには、中国全土から多くの錦鯉の専門家や愛好家が集まった。

今年の品評会は過去最大規模となり、100以上の養殖業者が約2,600匹の高品質な錦鯉を出品。期間中、マレーシア、インドネシア、タイ、香港、台湾等の50名の専門審査員が、参加した鯉の体型、色、模様、泳ぎの姿勢などを基準に採点した。江門市は2009年に中国水産協会から「中国錦鯉の郷」の称号を授与され、長年にわたり国内錦鯉の品評会を開催している。現在、江門市では年間1,500万匹以上の錦鯉が生産され、その生産額は6億元を超えている。

2月以降の行事案内

主催セミナー

「中国現法の不正とその対策

～日本本社が監査すべきポイント～

日 時：2026年3月10日(火) 15:00～16:30

会 場：名古屋商工会議所ビル 3階 第1会議室

講 師：高 華鑫

(一社)東海日中貿易センター

中国法律顧問

上海市華鑫律師事務所 所長 中国弁護士

参 加：会員限定(無料)

資料

今年日本国内で開催される主な中国関連商談会

第7回中国遼寧省輸出商品展示会

会期：8月25日(火)～27日(木)

主催：遼寧省人民政府

会場：マイドームおおさか

内容：機電設備、自動車部品、建材、農産物食品、医薬、軽工業、アパレル、ギフト、日用品、冶金、石油化学材料など

<http://www.japanchina.jp/business/liaoning-expo/>

<ご注意>

ご紹介の各展示会の開催につきましては、急遽延期、或いは中止となる場合もございますので、詳しくは各展示会のHPをご確認ください。

2026大阪国際ライフスタイルショー／ 浙江省輸出商品(大阪)交易会

会期：9月9日(水)～11日(金)

主催：浙江省商務庁

会場：インテックス大阪

内容：ライフスタイル雑貨、ファッション雑貨、アウトドア&スポーツ

<https://zhejiangfair-osaka.com/jp/>

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。中国側統計は中国国家統計局が公表した数値を原則引用し、同局以外から発表され引用した数値については出所を記載している。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年	179,852	19.2	203,416	16.4	▲23,564	赤字縮小
2022年	190,221	5.8	248,190	22.0	▲57,969	赤字拡大
2023年	175,863	▲7.5	248,190	▲0.7	▲70,473	赤字拡大
2024年	188,651	6.2	253,009	3.6	▲64,357	赤字縮小
2025年12月	18,115	5.6	24,640	14.7	▲6,524	赤字拡大
2025年1-12月	187,795	▲0.4	266,942	5.5	▲79,147	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

12月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	104,115	100.0	
	内訳	アメリカ	18,113	17.4
		E U	9,842	9.5
		アジア	57,046	54.8
		うち中国	18,115	17.4
輸入	総額	103,058	100.0	
	内訳	アメリカ	11,207	10.9
		E U	12,409	12.0
		アジア	50,634	49.1
		うち中国	24,640	23.9

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

12月の主な増減品目

単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	原料品	65.4	1.9
		2	半導体等電子部品	22.3	1.4
		3	医薬品	59.2	0.7
輸入	減少	1	半導体等製造装置	▲12.2	▲1.1
		1	通信機	96.6	8.6
		2	衣類・同付属品	6.7	0.4
	増加	3	非鉄金属	34.0	0.4

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年	33,864	14.7	18.8	23,223	21.9	11.4	10,641	黒字拡大
2022年	33,604	▲0.8	17.7	28,963	24.7	11.7	4,641	黒字縮小
2023年	28,720	▲14.5	16.2	30,030	3.6	12.3	▲1,310	赤字転換
2024年	27,764	▲3.3	14.7	30,905	2.9	12.2	▲3,141	赤字拡大
2025年12月	2,643	2.0	14.6	2,877	7.2	11.7	▲234	赤字拡大
2025年1-12月	27,788	0.1	14.8	32,850	6.2	12.3	▲5,062	赤字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

12月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	23,388	100.0	
	内訳	アメリカ	6,575	28.1
		E U	3,127	13.4
		アジア	8,175	35.0
		うち中国	2,643	11.3
輸入	総額	12,208	100.0	
	内訳	アメリカ	1,307	10.7
		E U	1,138	9.3
		アジア	6,712	55.0
		うち中国	2,877	23.6

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

12月の主な増減品目

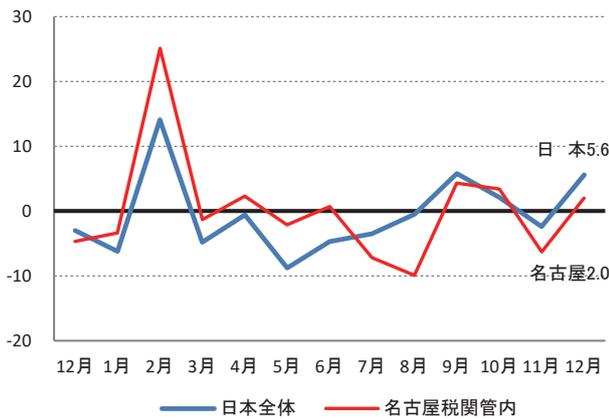
単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	金属鉱及びくず	158.1	1.9
		2	金属加工機械	25.8	1.1
		3	非金属鉱物製品	60.6	1.1
輸入	減少	1	自動車の部分品	▲24.7	▲3.0
		増加	1	無機化合物	49.0

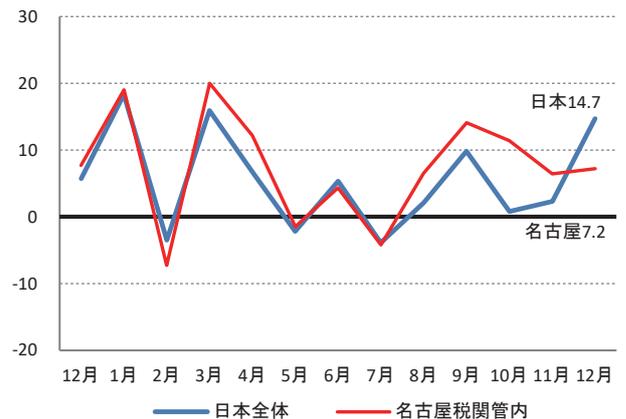
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

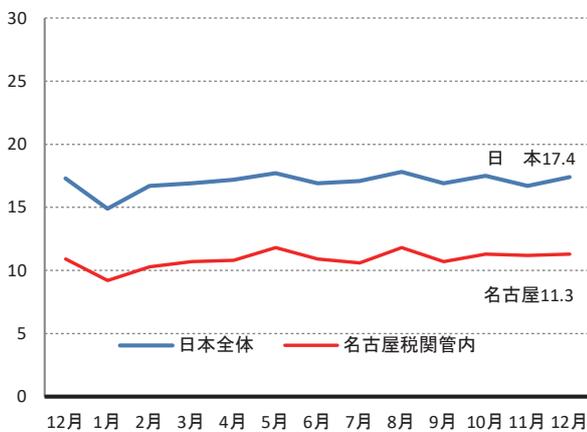
中国への輸出額の月別伸率(%)



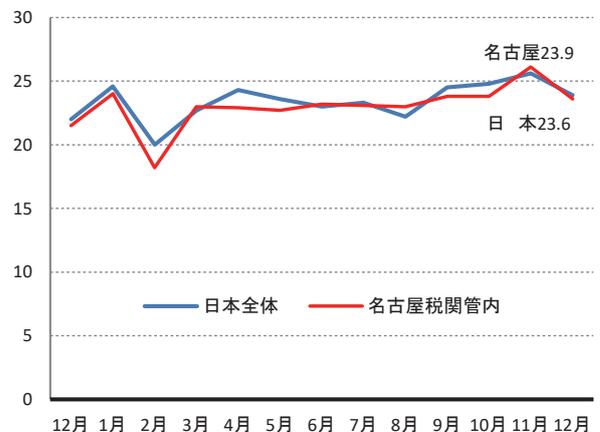
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年	33,640	29.9	26,875	30.1
2022年	35,936	7.0	27,160	1.1
2023年	33,800	▲4.6	25,568	▲5.5
2024年	35,772	5.9	25,851	1.1
2025年12月	3,578	6.6	2,436	5.7
2025年1-12月	37,719	5.5	25,890	0.0

出所：中国税関総署

中国の外資導入

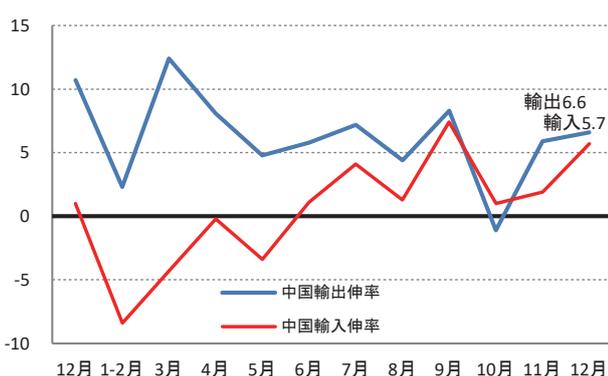
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年	47,647	23.5	1,734.8	20.2
2022年	38,497	▲19.2	1,891.3	8.0
2023年	53,766	39.7	1,609.1	▲14.9
2024年	59,080	9.9	1,150.8	▲28.0
2025年1-12月	70,392	19.1	1,044.3	▲10.0

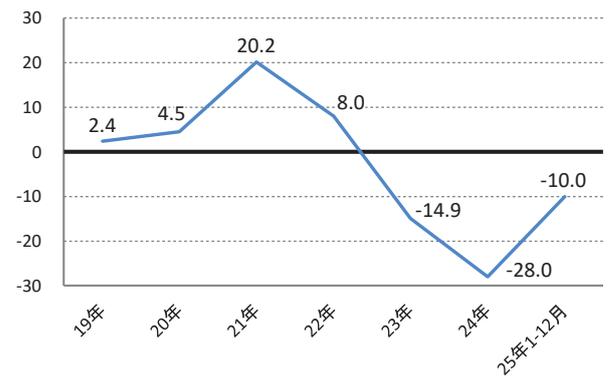
出所：中国商務部

※25年1-12月の実行ベース金額は、中国税関総署発表の同時期の貿易総額の平均為替レート(1ドル=7.16人民币)を基に元からドルに換算。

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入額の伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

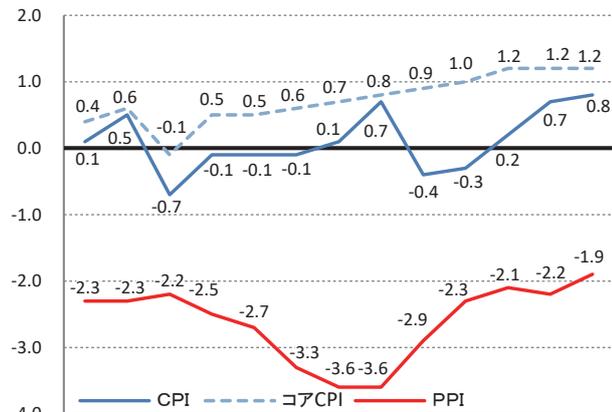
	12月	1-12月
消費者物価指数	0.8	0.0
うち都市	0.9	0.1
農村	0.6	▲0.2
うち食品	1.1	▲1.5
食品以外	0.8	0.4
うち消費財	1.0	▲0.3
サービス	0.6	0.5

工業生産者物価指数PPI (%)

	12月	1-12月
工業生産者物価指数(PPI)	▲1.9	▲2.6
うち生産資材	▲2.1	▲3.0
うち採掘	▲4.7	▲9.0
原材料	▲2.6	▲3.4
加工	▲1.6	▲2.4
生活資材	▲1.3	▲1.5
うち食品	▲1.5	▲1.6
衣類	▲0.1	▲0.1
一般日用品	1.4	0.8
耐久消費財	▲3.5	▲3.3
工業生産者仕入物価指数	▲2.1	▲3.0
うち燃料、動力類	▲5.7	▲7.8

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数=卸売指数

CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)

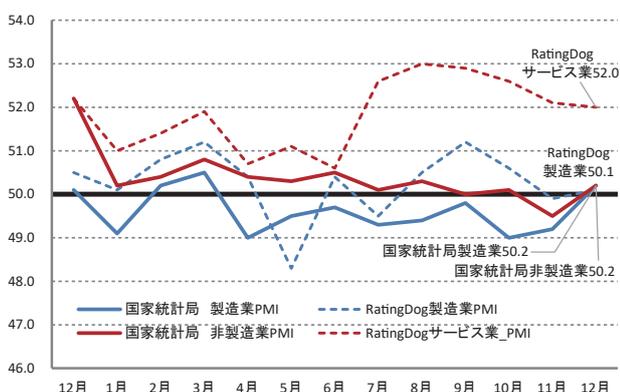


12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

出所：中国国家统计局

中国のPMI (購買担当者景気動向指数)

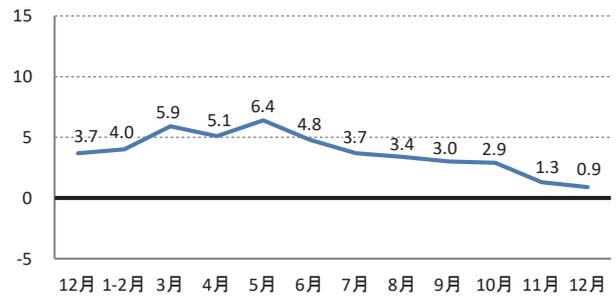


12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

※景気後退<50<景気拡大

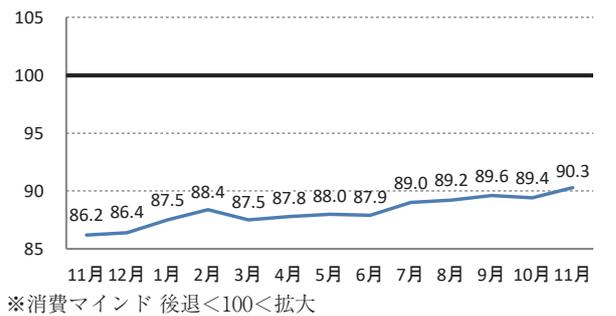
出所：中国国家统计局 中国RatingDog

中国の消費財小売総額の伸率(%)



12月 1-2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

中国の消費者信頼感指数



※消費マインド 後退<100<拡大

中国の固定資産投資

1-12月の固定資産投資

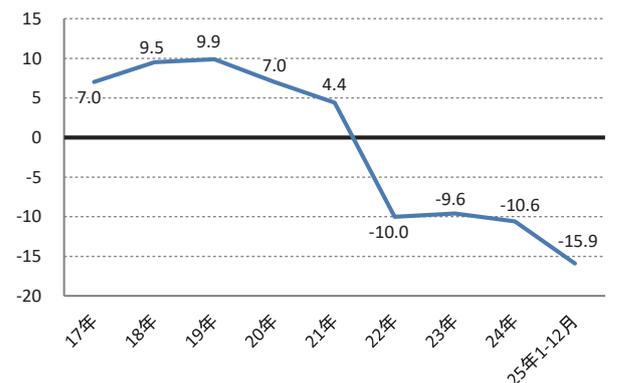
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		485,186	▲3.8
産業別	第一次	9,570	2.3
	第二次	177,368	2.5
	第三次	298,248	▲7.4
地域別	東部	N/A	▲8.4
	中部	N/A	▲2.7
	西部	N/A	▲1.3
	東北	N/A	▲1.5

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)

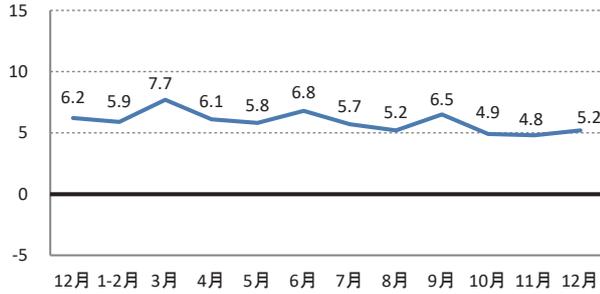


中国の工業

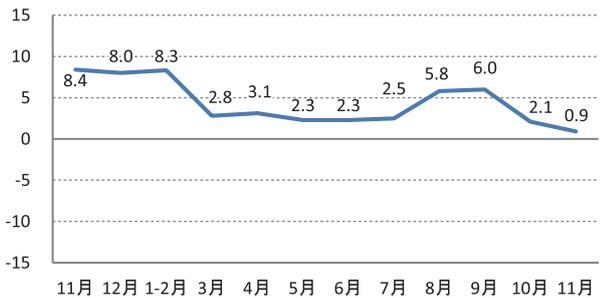
工業付加価値の伸率(%)

	12月	1-12月
一定規模以上の工業生産	5.2	5.9
内訳 鉱業	5.4	5.6
製造業	5.7	6.4
電気・ガス・熱・水生産供給業	0.8	2.3
内訳 国有企業	3.9	4.6
株式制企業	5.8	6.3
外資系企業	2.7	3.9
私営企業	4.2	5.3

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



一日当たりの発電量の月別伸率(%)



粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部 ※1/27時点で1-12月のデータは未発表

中国の自動車販売台数

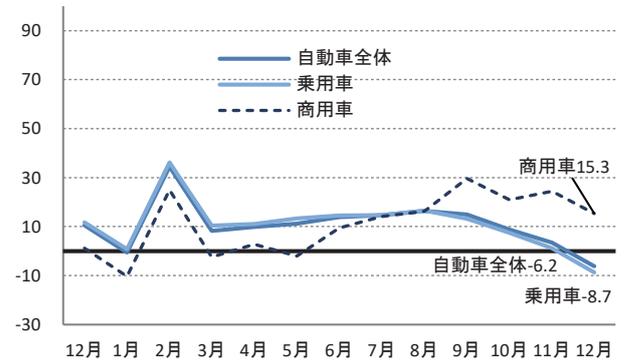
万台

年月	自動車(うち輸出)	
	乗用車	商用車
2019年	2,576(102)	2,144 432
2020年	2,531(108)	2,018 513
2021年	2,627(201)	2,148 479
2022年	2,686(311)	2,356 330
2023年	3,009(491)	2,606 403
2024年	3,144(586)	2,756 387
2025年12月	327(75)	285 43
2025年1-12月	3,440(710)	3,010 430

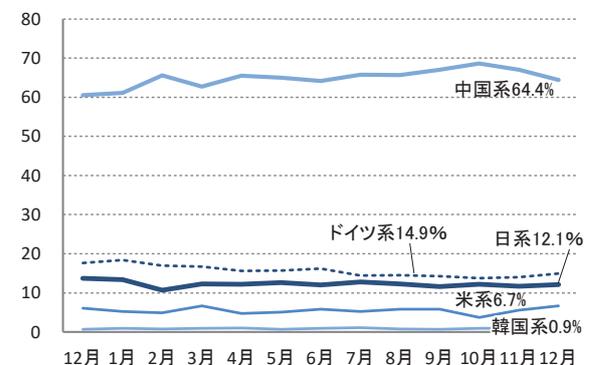
出所：中国汽车工業協会

※中国産車のみ。輸出車を含み、輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)



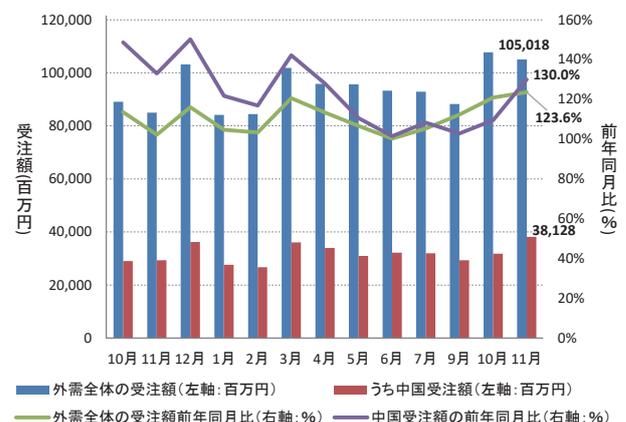
日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報联席会

日本の工作機械外需統計

外需全体の受注額と中国からの受注額



出所：日本工作機械工業会

〈中国短信〉

◆モバイルバッテリー 新規格へ

中国でモバイルバッテリーの安全規格が近く改訂される見込みだ。モバイルバッテリーの製造には中国の安全規格の取得が必要であるが、発火事故が相次いでいるため、当局は更に安全基準を引き上げる必要があると判断。中国工業情報化部は11月11日にパブリックコメントして新規格を公表した。

中国では今年6月28日以降、中国国内の航空路線において3C認証のないモバイルバッテリーの持ち込みを禁止している。新規格への移行後も、現行規格の3C認証のあるモバイルバッテリーの使用は影響を受けないとされる。一方、業界関係者によると、既存生産能力の約7割が新規格の要件を満たせないという。新規格への対応で、業界では淘汰・再編が加速するものとみられる。

◆日本企業進出に補助金 青島市

中国(山東)自由貿易試験区青島片区は11月14日付の政策で、日本企業と韓国企業の同区への進出に補

助金を支給することを発表した。開業資金として20万元(約400万円)が支給されるほか、家賃の80%が補助されるといった踏み込んだ内容となっている。

◆外資系にガイドライン発表

国家税務総局は11月28日、中国国内の外資系企業向けに税制に関するガイドラインを発表した。外資プロジェクトの概要、税制、税務サービス、税務関連リスクの留意点、よくあるQ&Aの5つの章から構成されている。内容は外資に特化したものであるが、今回発表されたのは中国語版のみ。

◆2025年の中央経済工作会議

12月10日から11日にかけて中央経済工作会議が開かれ、2026年も積極財政を継続し、必要な財政赤字と債務規模を維持する方針が打ち出された。また、金融緩和を継続し、経済の安定成長と物価の回復を重点課題とする。消費喚起のため補助金の支給を継続するが、前年とは異なり拡大に関する言及はなかった。低迷する不動産市場、地方政府の債務リスクにも適切に対応するとした。

LIBERTY GROUP
Our mission is to create excitement by connecting world.
私たちは人と世界を繋ぎ、
感動を生み出します。

中国領事館 指定旅行会社

株式会社リバティ
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄2-5-17 白川ビル東館1F
TEL:052-684-4425
<https://liberty-travel.group>

中国企業信用調査のご案内

一般社団法人東海中貿易センターでは1994年4月より中国の専門機関とタイアップし、中国企業信用調査を行っております。中国企業信用調査は、既存・新規の取引先、競合他社のベンチマーク、合併パートナー候補などに対する調査です。中国全土に及ぶ情報ルートにより、貴社のご要望にお応えできるよう中国企業をあらゆる角度から調査し、調査報告書(日本語)をお届けします。

調査料金(消費税別)

		所要期間	会員企業	非会員企業
総合信用調査	普通	25日	65,000円	98,000円
	至急	15日	98,000円	147,000円
ビジネス信用調査	普通	20日	35,000円	53,000円
	至急	10日	53,000円	80,000円

【お問い合わせ・お申込み】

一般社団法人 東海中貿易センター 業務グループ
TEL:052-219-4820
FAX:052-219-4823
URL <https://www.tokai-center.or.jp>
E-mail: gyoumu@tokai-center.or.jp